様式第１（第５条関係）

大口町元気なまちづくり事業申請書

年　　月　　日

　大口町長　　　　　　　　　　様

団　　体　　名

代表者役職名及び氏名

　大口町まちづくり応援規則第５条の規定により、大口町元気なまちづくり事業を下記のとおり申請します。

記

１　元気なまちづくり事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 日時、場所 |  |
| 事業目的  及び内容 | （概要） |
| 対象者 |  |
| 摘要 |  |

２　支援を受ける必要のある内容

（※該当する項目に○を付けてください。）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 町広報誌への掲載、防災行政無線による放送及び事業周知 |
|  | 事業実施施設の使用料減免及び期日前予約 |
|  | その他（具体的に） |

３　申請する事業の翌年度以降の展開見込み

４　その他（申請する事業以外の主な団体の年間事業計画など）

※以下は記入しないでください。

|  |
| --- |
| この事業については、下記のとおりとする。  承　　認　　・　　不 承 認  　　　　　　年　　月　　日  第　　　　　　号  大口町長 |

※　承認・不承認の事由がある場合は別紙によるものとする。

備考

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。